

## やまどりの杜住宅団地まちづくり協定

### ※契約時に締結しますので内容をご確認ください

売主 朝日村土地開発公社（以下「甲」という。）と、買主 ●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおりやまどりの杜住宅団地まちづくり協定を締結する。

#### 1 目的

この協定は、定住につながる魅力あるまちづくりを進めるため、建築物等に関する基準を定め、互いに協力しながら良好な住環境を維持していくことを目的とする。

#### 2 信義誠意の義務

乙は、協定の事項について信義に基づき誠実にこれを履行する。

#### 3 協定区域

この協定の対象となる区域は、やまどりの杜住宅団地とする。

#### 4 建築物等の基準

協定区域内の建築物等は、次に定める基準によるものとする。

##### （1）建築物の用途・規模

①建築物の用途は、一戸建て住宅及びこれに付属する車庫や物置とする。

②建築物の規模は、2階建て以下で高さ9m以下とする。

##### （2）敷地の形状

①敷地の区画分割をすることはできない。また、住宅等の基礎を造るための宅盤高調整は、隣地の日照に影響がでない範囲で各自行う。

②道路・隣地境界にある境界杭は、村・隣地所有者の同意なく移動や撤去をしてはならない。同意なく移動や撤去をした場合は、行為者の自己負担で復元すること。

##### （3）外壁の後退

建築物の外壁、又はこれに代る柱の面から道路境界、及び、隣地境界までの距離は1.0m以上とする。（車庫は除く。）

##### （4）建築物の色彩

建築物の屋根及び外壁は、景観上、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

#### (5) 囲障に関する基準

- ①道路に面する塀・柵等になるものは、できる限り生垣とし、工作物を設ける場合は高さ1.5m以下とする。
- ②隣地境界においても、生垣等による緑化及び管理に努める。

#### (6) その他

- ①建築物に積もった雪が、境界を越えて落下しないよう配慮する。
- ②敷地内に野外広告物を設置しない。
- ③排水等の法令遵守とともに周辺に迷惑をかけない暮らしに努める。
- ④地域のルールやマナーを守る。

### 5 法令等の遵守

「やまどりの杜住宅団地分譲地のご案内」「朝日村土地開発公社住宅用土地分譲要綱」「やまどりの杜住宅団地土地売買契約書」、その他、生活・居住・建築・環境等に関する法令等を遵守すること。

### 6 疑義の解決

甲及び乙は、この協定について疑義が生じたときは、速やかに協議し解決にあたるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。